

## 令和4年度富士市障害者就労施設等からの物品等調達方針

### 1 目的

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）に基づき、富士市が障害者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達を総合的かつ計画的に推進するための基本的事項を定めるものである。

この方針に沿った発注を通じて、障害者就労施設等の受注の増進を図り、障害者の就労支援並びに自立及び社会参加の促進に資することを目的とする。

### 2 適用範囲

富士市に属するすべての組織（以下「市の組織」という。）に対し適用するものとする。

### 3 調達の対象となる障害者就労施設等

この方針による調達の対象となる障害者就労施設等は、次のとおりとする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）に基づく次に掲げる事業所等

ア 就労移行支援事業所

イ 就労継続支援事業所（A型・B型）

ウ 生活介護事業所

エ 障害者支援施設（生活介護、就労移行支援及び就労継続支援を行うものに限る。）

オ 地域活動支援センター

- (2) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）に基づき国又は地方公共団体の助成を受けている小規模作業所

- (3) 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行令（平成25年政令第22号）に基づく次に掲げる事業所

ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）第44条の認定に係る子会社の事業所（特例子会社）

イ 重度障害者多数雇用事業所（(ア)から(ウ)までの全てを満たすもの）

(ア) 障害者の雇用数が5人以上

(イ) 障害者の割合が従業員の20パーセント以上

(ウ) 雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が30パーセント以上

- (4) 障害者雇用促進法に基づく次に掲げる在宅就業障害者等

ア 在宅就業障害者（自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者をいう。）

イ 在宅就業支援団体（在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体をいう。）

### 4 調達の対象となる物品等

- (1) 物品

- ア 事務用品
- イ 食料品・飲料
- ウ 小物雑貨
- エ その他の物品

(2) 役務

- ア 印刷
- イ クリーニング
- ウ 清掃・施設管理
- エ 情報処理・テープ起こし
- オ 飲食店等の運営
- カ その他の役務

5 目標

令和3年度の実績以上（件数）

6 調達推進方法

障害者就労施設等からの物品等の調達の推進方法は、次のとおりとする。

(1) 受注可能物品等の情報提供

障害福祉課は、就労機能パワーアップ事業部と連携し、各部署に対して障害者就労施設等から提供可能な物品等の情報提供を行う。

(2) 情報収集

障害福祉課は、障害者就労施設等に発注可能な物品について、各部署から情報収集し、就労機能パワーアップ事業部への情報提供を行う。

(3) 随意契約による調達（物品等の調達における契約）

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定に基づく随意契約を活用する。

7 調達実績の公表

調達実績は、毎会計年度終了後に取りまとめ、市ウェブサイトにより、速やかに公表する。

8 調達方針に関する担当窓口

この方針に関する担当窓口は、福祉部障害福祉課とする。